

VII. 参考資料

1. 都民等との協働による動物との共生推進拠点の整備検討会設置要綱

都民等との協働による動物との共生推進拠点の整備検討会設置要綱

制定 令和4年8月19日 4福保健健第 693号
 一部改正 令和4年12月1日 4福保健健第1504号

第1 設置

都民にとって身近で親しみやすく、また、都民等との協働を進め、人と動物との共生を推進する拠点となる施設の施設像及び機能について検討するため、都民等との協働による動物との共生推進拠点の整備検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

第2 検討事項

検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 都民にとって、身近で親しみやすい、魅力的な動物愛護施設の施設像及び機能
- (2) 都民等との協働を進め、人と動物との共生を推進する拠点となる動物愛護施設の施設像及び機能

第3 構成

- (1) 検討会は、7名以内で構成する。
- (2) 委員は、動物愛護関係者、学識経験者、その他の見識を有する者のうちから、福祉保健局健康危機管理担当局長（以下「担当局長」という。）が委嘱する。
- (3) 次の役職にある者については、委員として指定するものとする。
 - (ア) 公益社団法人日本動物福祉協会獣医師調査員
 - (イ) 特定非営利活動法人アナイスの代表者

第4 任期

検討会委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

第5 座長

- (1) 検討会に座長を置き、委員の互選により選出する。
- (2) 座長は検討会の会務を総括する。
- (3) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第6 招集

- (1) 検討会は、担当局長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第7 公開

検討会の会議は非公開とし、議事の要旨を公開するものとする。

第8 庶務

検討会の庶務は福祉保健局健康安全部健康安全課及び環境保健衛生課において処理する。

第9 補則

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は令和4年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年12月1日から施行する。

2. 検討会委員等

(1) 検討会委員

(50音順 敬称略 ○：座長)

| 氏名 | 所属等 |
|--------|--|
| 佐々木 葉 | 早稲田大学 創造理工学部 社会環境工学科 早稲田大学大学院 創造理工学研究科 建設工学専攻 教授 |
| ○田中 亜紀 | 日本獣医生命科学大学 獣医学部 獣医学科 野生動物学研究室 准教授 |
| 田中 政行 | ペットレスキュー オンライン迷子猫捜しサポート責任者 元 株式会社ほぼ日 犬猫 SNS アプリ「ドコノコ」チームリーダー |
| 友森 玲子 | 特定非営利活動法人 ランコントレ・ミグノン 代表理事 |
| 平井 潤子 | 特定非営利活動法人 アナイス 代表 |
| 町屋 奈 | 公益社団法人 日本動物福祉協会 獣医師調査員 |

(2) 検討会設置要綱第6 (2) の規定に基づく出席者 (第2回検討会)

(50音順 敬称略)

| 氏名 | 所属等 |
|--------|---------------------------------------|
| 岩浪 真紀 | 東京都動物愛護推進員、東京都動物愛護管理審議会委員 |
| 川原 志津香 | 元東京都動物愛護推進員、CPDT-KSA (米国ドッグトレーナー資格取得) |

3. 検討経過

| | 日 付 | 議 事 |
|-------|--------------------|--|
| 第 1 回 | 令和 4 年 8 月 3 0 日 | <ul style="list-style-type: none">・ 東京都の動物愛護施策等・ 検討の視点と検討項目・ 動物福祉に配慮した飼養管理 |
| 第 2 回 | 令和 4 年 1 1 月 1 日 | <ul style="list-style-type: none">・ 関係者との協働促進・ 都民に身近な施設になるための取組・ 新施設の整備と運営手法 |
| 第 3 回 | 令和 4 年 1 2 月 1 4 日 | <ul style="list-style-type: none">・ 検討会報告書案 |

4. 動物愛護相談センター整備基本構想（概要）①

第一章 基本構想策定の趣旨

- センター三施設は老朽化が進行、センターが担うべき役割に照らし、業務を適切に実施するための環境の確保等の検討が必要
- 近年の状況等を踏まえ、課題を整理し、センターに求められる役割や必要な機能、施設等の整備のあり方を明らかにする

第二章 現在の動物愛護相談センターの取組等

ハルスプランの理念を実現するため、各種施策を展開

- (1) 動物愛護・適正飼養等の推進に係る業務
 - ・ 啓発行事、動物教室、適正飼養講習会、相談対応等
- (2) 動物の保護・収容と管理に係る業務
 - ・ 犬の捕獲・収容、犬猫の引取り、飼養管理、譲渡等
- (3) 動物取扱業者等の監視指導に係る業務
 - ・ 事業者の登録・監視指導、特定動物の飼養許可等
- (4) 動物に関する危機管理に係る業務
 - ・ 災害対策、動物由来感染症対策等

第三章 近年の状況と施策推進上の課題

(動物愛護・適正飼養)

- ・ ペットを飼育している人の割合は全体の約3分の1
- ・ マナー欠如等による苦情・事故、動物虐待等の事件も発生

(動物の引取数・殺処分数)

- ・ 飼い主のいない猫対策等によりセンターの動物の引取数・致死処分数は大幅に減少したが、譲渡の取組の強化が必要

(動物取扱業者)

- ・ 都内の第一種動物取扱業者数は年々増加、10年前の約2倍
- ・ 不適切な事業者には重点的な対応が必要

(危機管理)

- ・ 震災等の経験から災害時対策の重要性が改めて指摘
- ・ 狂犬病の国内侵入の懸念、動物由来感染症対策は重要

第四章 これからのセンターに求められる役割等と整備の方向性

求められる役割（施設像）と重点的な取組が必要な事項

- 1 動物との共生を学ぶ普及啓発の中心施設
 - 〈重点1〉 動物との共生のための普及啓発の推進
 - 〈重点2〉 幅広い啓発のための人材育成・協働
- 2 新しい飼い主への架け橋となる施設
 - 〈重点3〉 新しい飼い主への譲渡に向けた動物の健康管理
 - 〈重点4〉 新しい飼い主への情報発信と出会いの機会の拡大
 - 〈重点5〉 飼育困難となった場合の相談対応等の充実
- 3 事業者等の指導・監督の拠点施設
 - 〈重点6〉 動物取扱業者の資質向上
 - 〈重点7〉 法令遵守徹底のための監視指導
- 4 動物に関する危機管理対応の基幹施設
 - 〈重点8〉 災害発生時における動物救護活動
 - 〈重点9〉 動物由来感染症等による危害の防止

第五章 今後のセンターの整備方針

〈施設の整備方針〉

- ・ 特に老朽化が進み狭隘な本所は、早期に整備
- ・ 現地建替えでは十分な広さの確保が困難なため、移転改築
- ・ 利便性、都民や関係者が集いやすい環境、動物福祉を考慮した設備の整備、効率的な監視指導、必要な敷地面積、周辺環境等を十分に考慮
- ・ 他の二施設は、諸状況を考慮し、今後あり方を検討

4. 動物愛護相談センター—整備基本構想（概要）②

第四章 これからのセンターに求められる役割等と整備の方向性 ~求められる役割（施設像）と重点的な取組が必要な事項~ 抜粋

① 動物との共生を学ぶ普及啓発の中心施設

- ・より親しい身近な施設として、気軽に来所できる開かれた施設
- ・動物について都民が自発的に学ぶことができるよう、学習や情報収集ができる環境
- ・関係者が集い協働するための共通の場（プラットフォーム）とするための研修等を行える設備

② 新しい飼い主への架け橋となる施設

- ・動物を健康な状態で譲渡できるよう、動物福祉に配慮し、飼養管理する体制を充実させる
- ・譲渡の機会を拡大するため、飼養期間が長期化しても、健康状態を保持できるよう運動設備等の確保
- ・多数の動物を緊急的に収容することも想定した施設整備

③ 事業者等の指導・監督の拠点施設

- ・動物取扱責任者研修に加え、必要に応じて業態別の研修や個別指導を行えるよう研修等のための設備の充実
- ・事業者の評価に応じた監視やICTの活用

④ 動物に関する危機管理対応の基幹施設

- ・災害発生時の動物救援本部の設置、被災動物の一時収容、物品の備蓄等
- ・動物由来感染症に関する調査研究や情報収集

5. 東京都動物愛護管理推進計画（ハルスプラン）（概要）①

概要版

東京都の動物愛護管理施策の推進体制

関係者の役割

関係者がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力した取組を推進します。



計画の概要

前推進計画で示した四つの施策展開の方向に沿って取組を進めることを基本とし、今後、重点的に取り組むべき施策を整理しました。

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 1 動物の適正飼養の啓発と徹底 (施策 1～7) | 3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進 (施策 11～14) |
| 2 動物の致死絶分の更なる減少を目指した 取組の推進 (施策 8～10) | 4 動物由来感染症・災害時への対応強化 (施策 15～16) |

動物愛護相談センターは、施設の中核を担う施設として
取組を推進するための必要な機能を整備

16の重点施策を着実に推進

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指す
Human and Animal Live Together in Harmony (HALTH : ハルス)

計画の全文はホームページで閲覧できます。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/aigo/horeishiryou/keikaku.html>



【東京都動物愛護管理推進計画に関するお問合せ先】

東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課動物管理担当

電話：03-5320-4412

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/aigo/index.html>



東京都動物愛護管理推進計画 ハルスプラン

Human and Animal Live Together in Harmony (HALTH)
～人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して～

動物愛護管理推進計画（ハルスプラン）とは？

動物の愛護及び管理に関する法律等に基づき、都の動物愛護管理施策の基本的な方針や取り組むべき施策を定めたもので、都民、事業者、ボランティア・関係団体、区市町村、都といった動物愛護管理に関わる様々な主体に共通の行動指針となるものです。

【計画の期間】令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間

5. 東京都動物愛護管理推進計画（ハルスプラン）（概要）②

四つの施策展開の方向と16の重点施策

動物愛護管理をめぐるこれまでの取組内容や現在の課題等を踏まえ、四つの施策展開の方向に沿って16の重点施策を着実に推進し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します。

施策の方向1 動物の適正飼養の啓発と徹底

犬や猫などのペットの存在が「社会の一員」として地域の人々に受け入れられるためには、飼い主が責任をもって適正に飼養することが重要です。

このため、適正飼養等に係る普及啓発の充実や身近な地域での相談支援体制の整備、関係機関・関係団体等との連携体制整備等に取り組みます。

- 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化**
 - 飼い主への啓発の更なる充実
 - 適正飼養・終生飼養に係る情報発信
- 犬・猫の適正飼養の徹底**
 - 犬の適正飼養の徹底
 - 猫の飼養三原則の普及啓発
- 地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備**
 - 飼い主等が身近な地域で相談支援を受けられる体制の整備
- 多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携**
 - 多頭飼育問題等に対応するための連携体制の構築
- 動物の遺棄・虐待防止に関する対策**
 - 遺棄・虐待の防止に向けた取組
 - 遺棄・虐待疑いへの的確な対応
- 地域における適正飼養の推進のための人材育成**
 - 動物愛護相談センターにおける人材育成機能の強化
- 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援**
 - 教育現場における普及啓発の拡大
 - 学校における動物飼養への支援



動物愛護啓発アニメーション「ほろろとてすてきでせう？」



「遺棄・虐待防止ポスター」

施策の方向2 動物の致死処分の更なる減少を目指した取組の推進

動物の引取・収容数を減らし、新たな飼い主への譲渡を促進するため、飼い主のいない猫対策の推進やボランティア団体等との連携強化、インターネット等を活用した譲渡の認知度向上等に取り組み、動物の致死処分数の更なる減少を目指します。

- 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及**
 - 区市町村における取組への支援、効果の高い取組の普及
- 動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理**
 - 動物福祉の考え方を踏まえた飼養管理の推進、専門能力の向上
- 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり**
 - 譲渡活動の連携、広島の拡大
 - より譲渡を受けやすい環境の整備
 - 譲渡拡大に向けた取組の推進



東京都動物福祉センター「ワンココンシェルジュ」

施策の方向3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

動物取扱業者等に対し、新たな規制に係る周知・指導の充実、自主管理に取り組む事業者の育成・支援、特定動物に係る適正飼養の指導・啓発等を実施し、法改正により強化された規制の遵守、動物の適正な飼養管理の徹底を図ります。

- 動物取扱業への監視強化**
 - 東京の特性を踏まえた効率的な監視指導
 - 動物取扱業に係る規制の周知と遵守の徹底
- 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進**
 - 業態の多様化に応じた監視指導
 - 自主管理に取り組む事業者の育成・支援
- 特定動物飼養・保管許可及び適正飼養の徹底**
 - 飼い主等の義務や法規制について、監視指導等を通じて周知徹底
- 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応**
 - 畜産業者等への指導
 - 実験動物施設への普及啓発



動物取扱責任者研修の様子

施策の方向4 動物由来感染症・災害時への対応強化

動物由来感染症に的確に対応するため、狂犬病発生を想定した訓練や動物由来感染症の実態把握、普及啓発等を実施するとともに、関係機関との協働関係強化により、各取組を充実させます。

災害対策では、飼い主の平常時から備えについて働きかけを進めるとともに、動物愛護推進員等の対応方向上研修や区市町村における避難所運営への支援、関係機関と連携した対応体制の強化等に取り組みます。

- 動物由来感染症への対応強化**
 - 動物由来感染症発生時に備えた体制強化
 - 身近な健康危機への適切な対応
- 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化**
 - 事業者やボランティア等と連携した災害への備え
 - 避難所設置主体となる区市町村の対策強化
 - 動物愛護相談センター等における災害時の対応体制強化

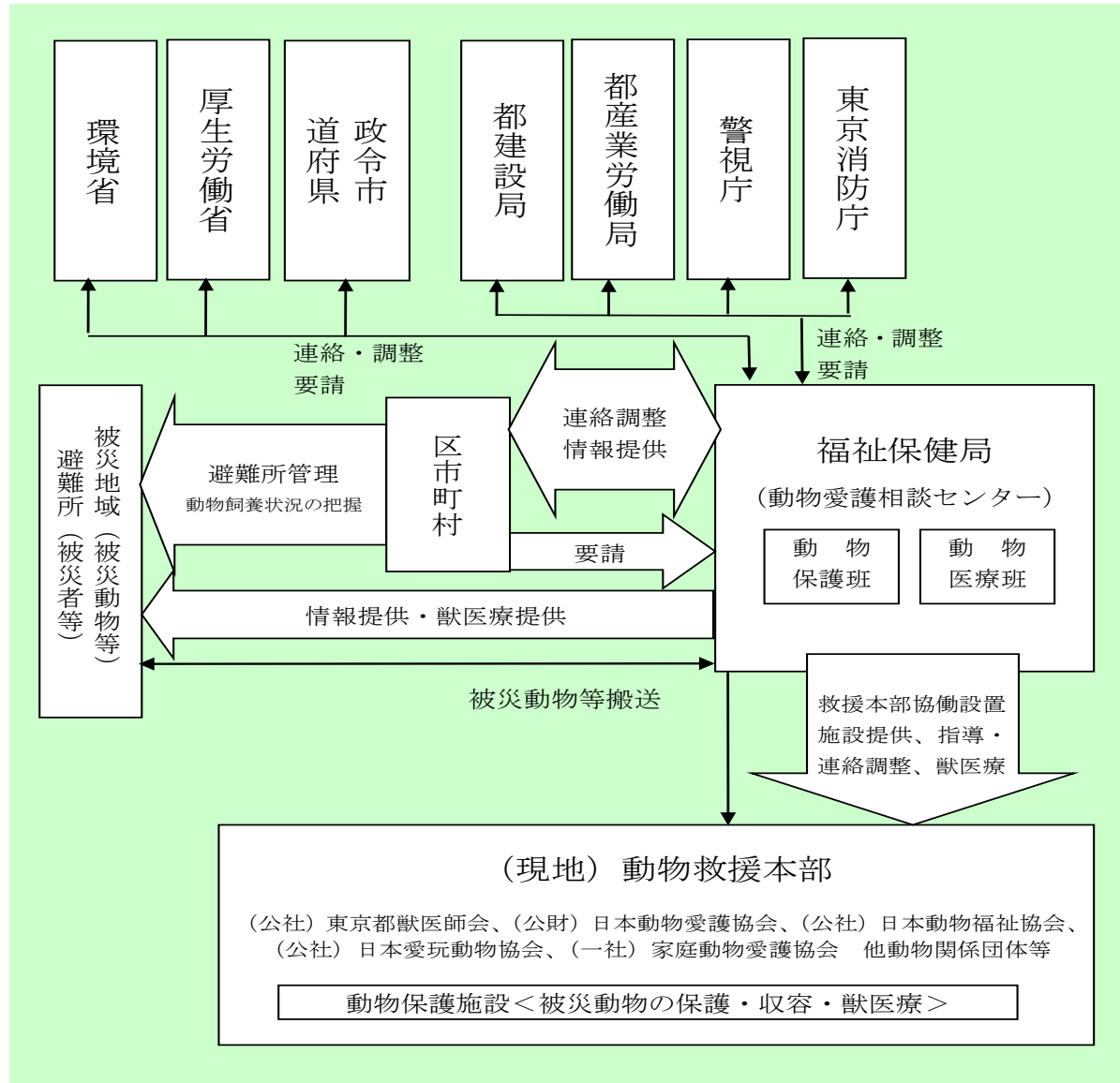


総合防災訓練における普及啓発

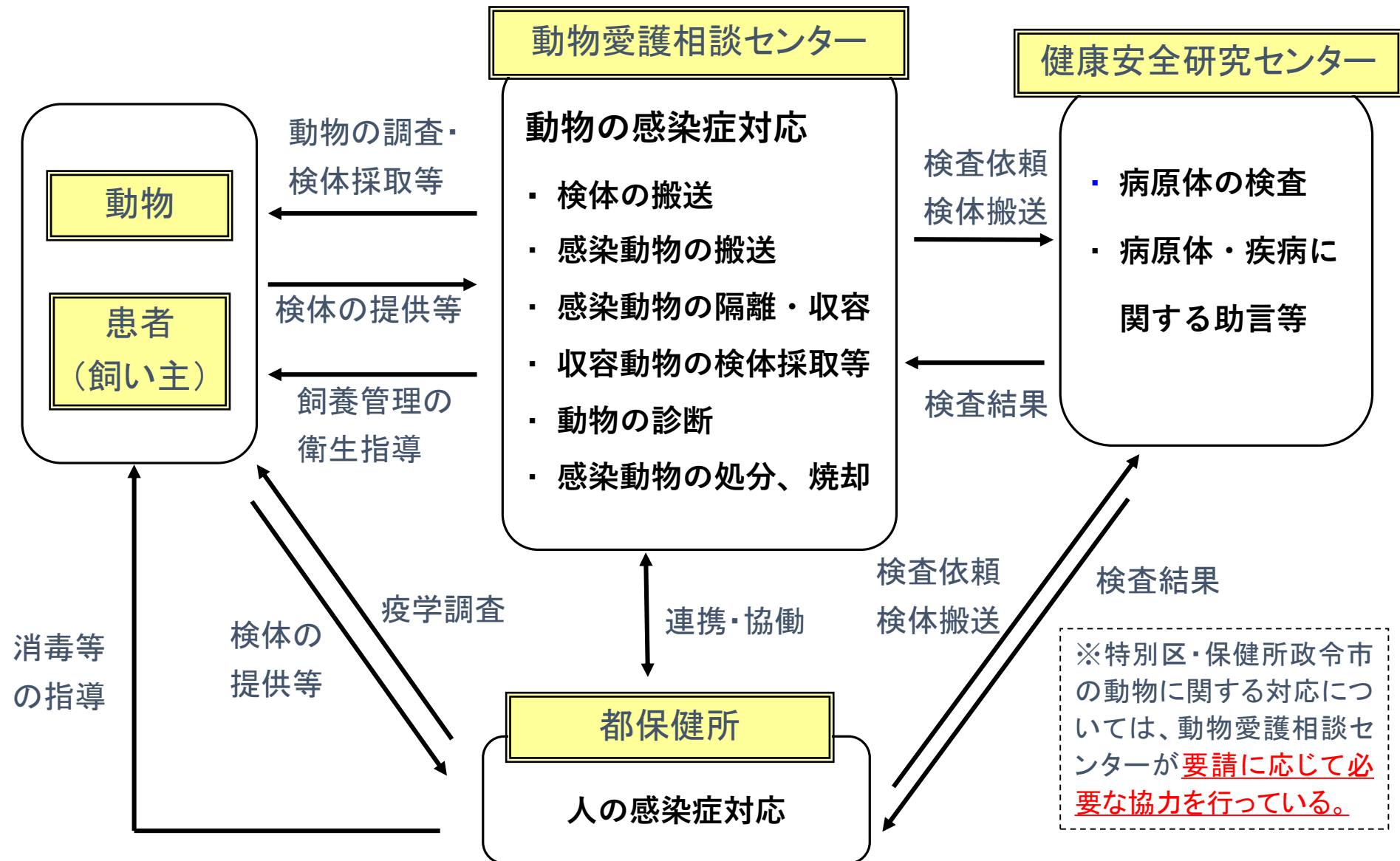
動物愛護相談センターの機能強化等

施策の中核を担う施設として、取組を推進するために必要な機能を整えるとともに、都民や関係者との協力等を視野に入れた利便性や、業務の効率性等についても十分に考慮した、都民に開かれ、より親しみやすく身近な施設としていきます。

6. 災害時における動物保護体制



7. 動物由来感染症発生時の対応



8. 動物愛護相談センター庁舎の現況

| 名 称 | 本 所 | 城南島出張所 | 多摩支所 |
|---------------------------------|---|--|---|
| 所在地 | 世田谷区八幡山2-9-11 京王新宿線「八幡山」駅、 徒歩25分 | 大田区城南島3-2-1 JR大森駅、バス40分 | 日野市石田1-192-33 多摩都市モノレール 万願寺駅、 徒歩20分 |
| 竣工年月日 | 事務棟：平成 2年6月 業務棟：昭和49年9月 | 事務棟・業務棟： 昭和58年3月 | 事務棟・業務棟： 昭和59年3月 |
| 用途地域 | 第二種住居地域 (敷地一部が第一種低層住居専 用地域) | 工業専用地域 | 準工業地域 |
| 敷地面積 | 1,024.92㎡ (うち第一種低層住居専用地域 0.54㎡) | 4,000.07㎡ | 2,810.91㎡ |
| 建築面積 (駐車場・ふ れあい広場を 除く) | 427㎡ | 1,175㎡ | 865㎡ |
| 建物延床面積 | 829㎡ | 1,765㎡ | 865㎡ |
| 外 観 |  |  |  |

9. 東京都の動物愛護施策に関する統計資料 ①

犬猫の飼育状況（都内）

○都内の犬の頭数

1 狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数

| | 平成18年度 | 平成23年度 | 平成29年度 | 令和2年度 |
|----|--------|--------|--------|-------|
| 総数 | 43万頭 | 51万頭 | 52万頭 | 51万頭 |
| 全国 | 664万頭 | 685万頭 | 633万頭 | 609万頭 |

出典：衛生行政報告例（厚生労働省）

2 飼育実態調査による犬の飼育頭数（推計）

| | 平成18年度 | 平成23年度 | 平成29年度 |
|----|--------|--------|--------|
| 総数 | 45万頭 | 54万頭 | 55万頭 |

※アンケート結果をもとに、狂犬病予防法に基づく犬の登録率を算出し、都内における犬の登録数から飼育頭数を推計

○都内の猫の頭数（推計）

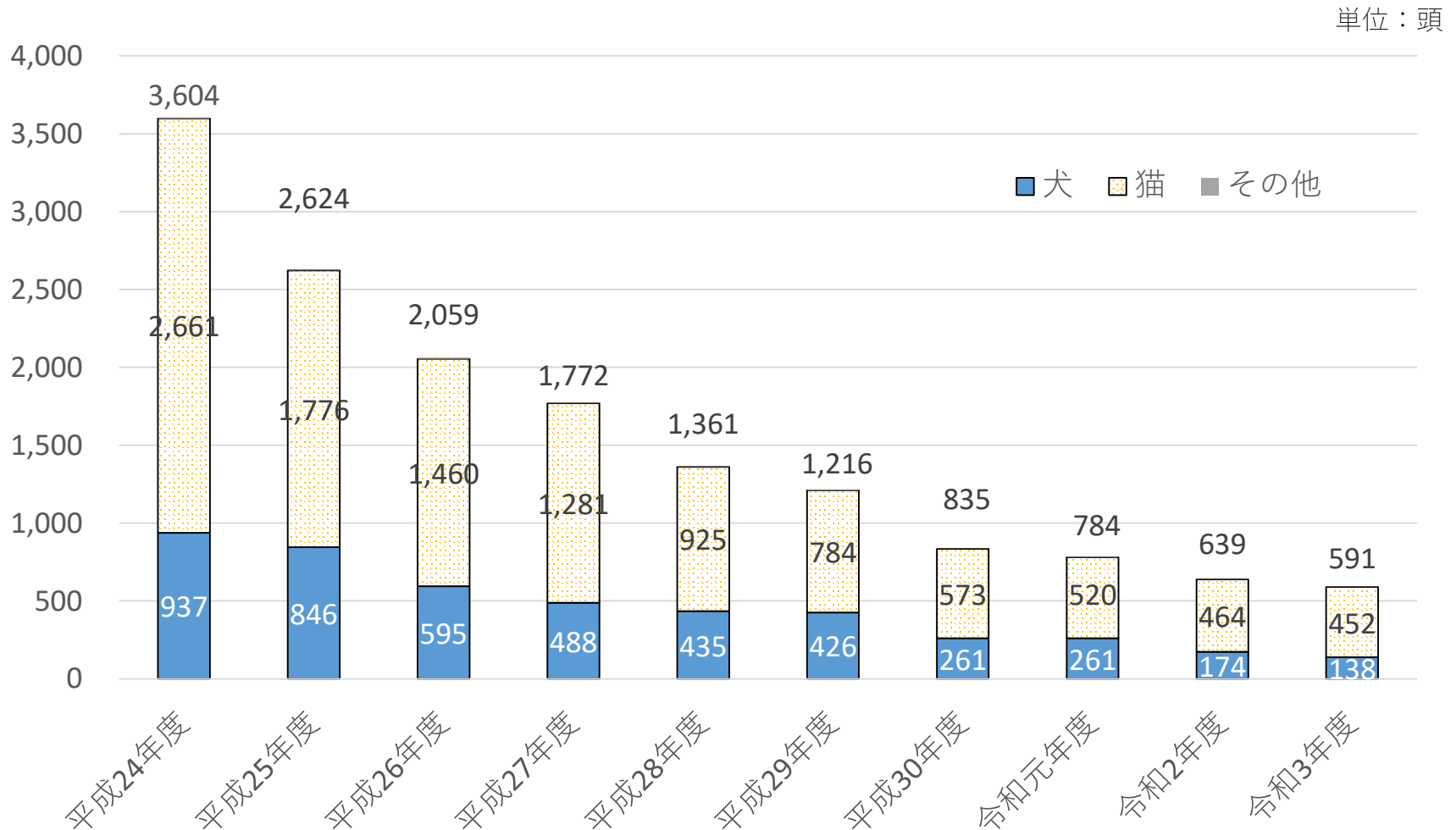
| | 平成18年度 | 平成23年度 | 平成29年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 総数 | 98万頭 | 111万頭 | 117万頭 |
| 飼育猫 | 83万頭 | 105万頭 | 107万頭 |
| 飼い主のいない猫 | 15万頭 | 6万頭 | 10万頭 |

※アンケートに基づく飼育猫の頭数及び現地調査に基づく屋外猫の頭数から推計

出典：東京都における犬及び猫の飼育実態調査概要

9. 東京都の動物愛護施策に関する統計資料 ②

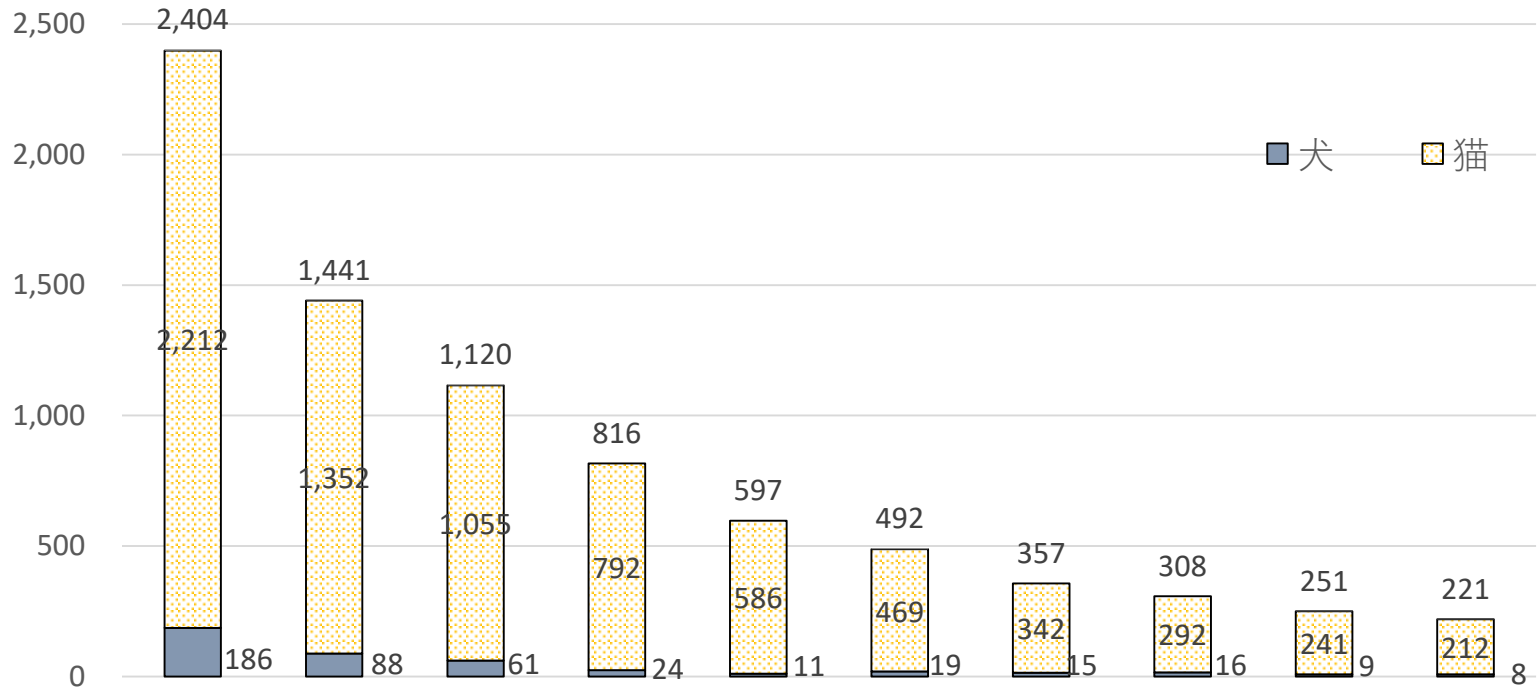
東京都における動物の総取扱数と内訳の推移



9. 東京都の動物愛護施策に関する統計資料 ③

東京都における致死処分の状況

(単位：頭)



| | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 犬 | 186 | 88 | 61 | 24 | 11 | 19 | 15 | 16 | 9 | 8 |
| 猫 | 2,212 | 1,352 | 1,055 | 792 | 586 | 469 | 342 | 292 | 241 | 212 |
| その他 | 6 | 1 | 4 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 計 | 2,404 | 1,441 | 1,120 | 816 | 597 | 492 | 357 | 308 | 251 | 221 |

9. 東京都の動物愛護施策に関する統計資料 ④

致死処分数の内訳

単位：頭

| | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----------------------------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| ① 動物福祉等*1の 観点から行った もの | 犬 | 5 | 5 | 12 | 5 | 5 |
| | 猫 | 230 | 141 | 126 | 84 | 97 |
| | その他*2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 236 | 146 | 138 | 89 | 102 |
| ② 引取り・収容後 死亡したもの | 犬 | 14 | 10 | 4 | 4 | 3 |
| | 猫 | 223 | 201 | 166 | 157 | 115 |
| | その他*2 | 3 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | 小計 | 240 | 211 | 170 | 162 | 119 |
| ③ ①②以外の致死 処分 | 犬 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 猫 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他*2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | 492 | 357 | 308 | 251 | 221 |

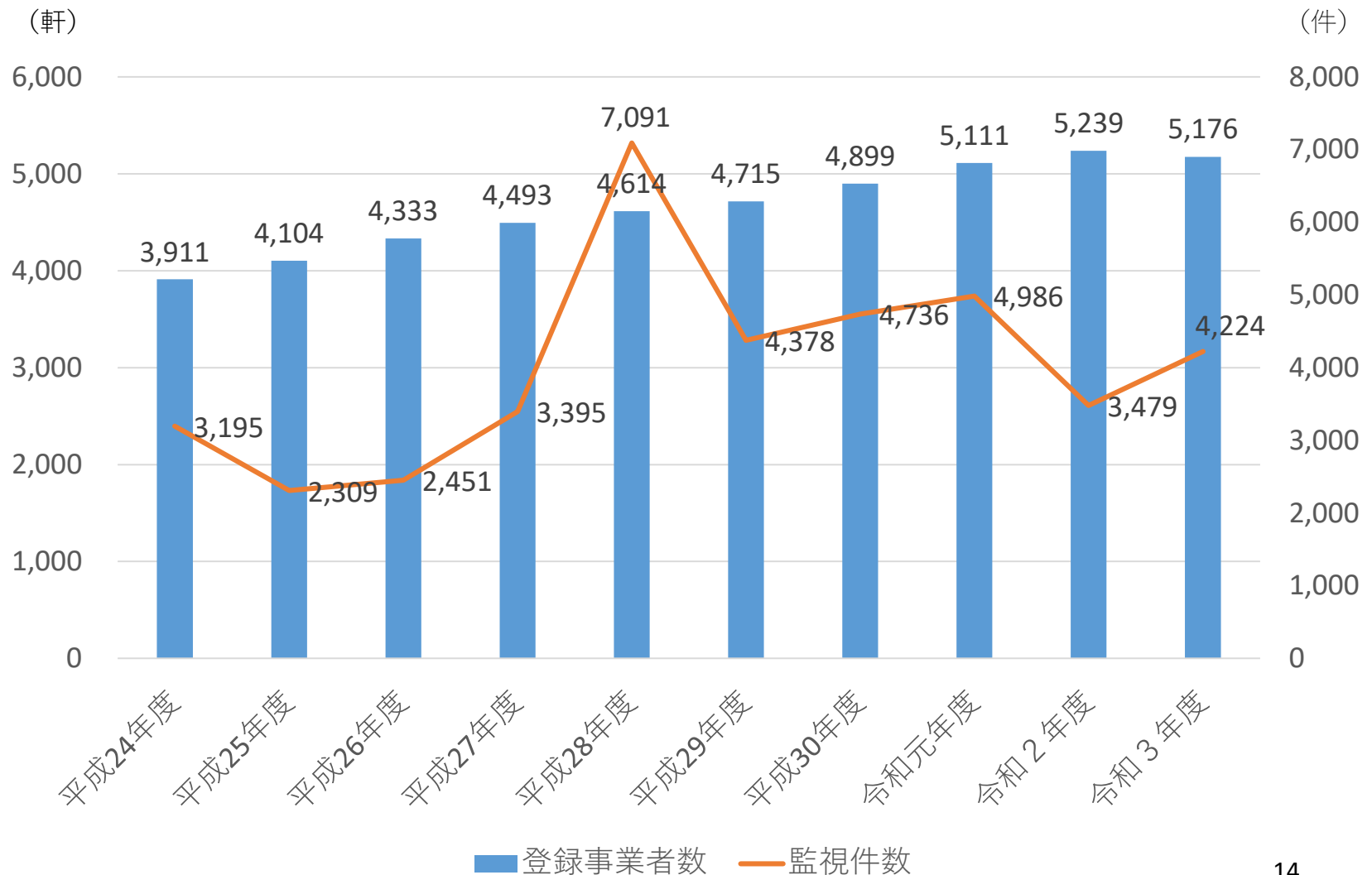
*1 動物福祉等：苦痛からの解放、著しい攻撃性、衰弱や感染症によって成育が極めて困難

*2 その他：いえうさぎ、にわとり、あひる

※ 東京都では、犬においては平成28年度に、猫については平成30年度に殺処分ゼロを達成しており、その後令和3年度まで継続しています。

9. 東京都の動物愛護施策に関する統計資料 ⑤

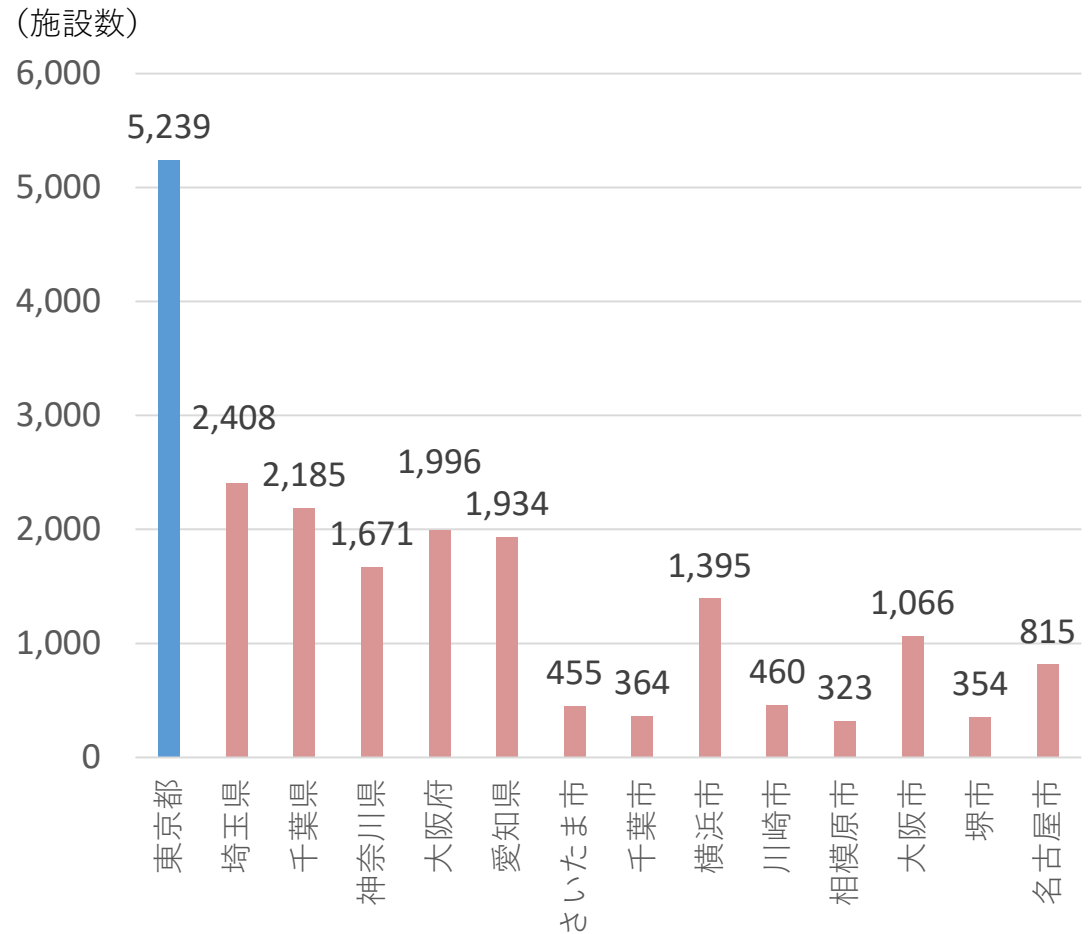
都内における第一種動物取扱業者数（施設数） 監視件数の推移



9. 東京都の動物愛護施策に関する統計資料 ⑥

都及び近隣県等における第一種動物取扱業の施設数の比較（令和2年度）

| 自治体 | | 施設数 |
|------|-------|-------|
| 都道府県 | 東京都 | 5,239 |
| | 埼玉県 | 2,408 |
| | 千葉県 | 2,185 |
| | 神奈川県 | 1,671 |
| | 大阪府 | 1,996 |
| | 愛知県 | 1,934 |
| 指定都市 | さいたま市 | 455 |
| | 千葉市 | 364 |
| | 横浜市 | 1,395 |
| | 川崎市 | 460 |
| | 相模原市 | 323 |
| | 大阪市 | 1,066 |
| | 堺市 | 354 |
| | 名古屋市 | 815 |



※都府県の施設数には、各都府県内の指定都市管内の施設数は含まない。

出典：動物愛護管理行政事務提要（環境省）

9. 東京都の動物愛護施策に関する統計資料 ⑦

第一種動物取扱業者の種別登録数の推移

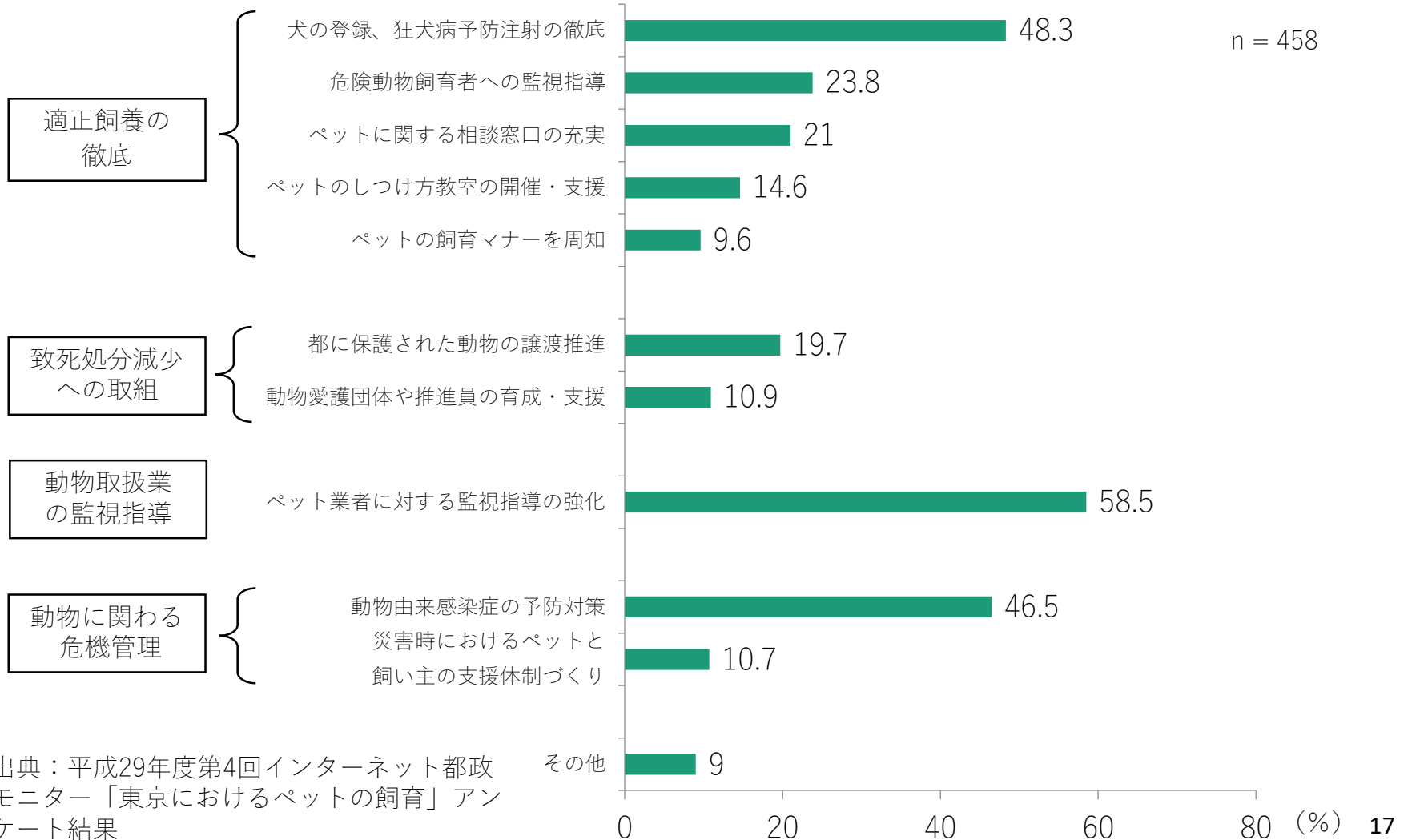
(単位：件)

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 販売業 | 1,652 | 1,648 | 1,669 | 1,708 | 1,733 | 1,694 |
| 保管業 | 3,397 | 3,513 | 3,677 | 3,840 | 3,949 | 3,954 |
| 貸出業 | 183 | 188 | 208 | 207 | 208 | 204 |
| 訓練業 | 734 | 744 | 780 | 806 | 856 | 837 |
| 展示業 | 307 | 329 | 359 | 387 | 385 | 360 |
| 競りあっせん業 | 3 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3 |
| 譲受飼養業 | 15 | 17 | 17 | 19 | 22 | 24 |

9. 東京都の動物愛護施策に関する統計資料 ⑧

動物愛護施策に関する都政への要望

都政モニター「東京におけるペットの飼育」アンケート 都の施策への要望（3項目まで選択）



出典：平成29年度第4回インターネット都政モニター「東京におけるペットの飼育」アンケート結果